

第5章 その他サービス

1 短期入所

(1) サービス内容

居宅においてその介護を行う者の疾病その他の理由により、障害者支援施設、児童福祉施設その他の以下に掲げる便宜を適切に行うことができる施設への短期間の入所を必要とする障害者等につき、当該施設に短期間入所し、入浴、排せつ及び食事の介護その他の必要な支援を行う。

(2) 対象者

ア 福祉型短期入所

(ア) 障害支援区分が1以上である障害者。

(イ) 障害児に必要とされる支援の度合いに応じて定められる単価区分における区分1以上に該当する障害児。

イ 医療型短期入所

(ア) 障害支援区分6に該当し、気管切開を伴う人工呼吸器による呼吸管理を行っている者。

(イ) 障害支援区分5以上に該当し、進行性筋萎縮症に罹患している者。

(ウ) 障害支援区分5以上に該当する重症心身障害者。

(エ) 重症心身障害児。

(3) 標準支給量

7日/月(日帰りショートステイの支給量と合わせて7日/月まで)

(4) 短期入所の運用について

ア 障害児に支給決定する場合は、認定調査項目の(ア)食事、(イ)排泄、(ウ)入浴、(エ)移動及び(オ)行動障害に関連する項目から、以下のとおり単価区分を判断する。

a 区分1

(ア)～(エ)の項目のうち「部分的な支援が必要」又は「全面的な支援が必要」が1項目以上。

b 区分2

(ア)～(エ)の項目のうち「全面的な支援が必要」若しくは「部分的な支援が必要」が3項目以上又は(オ)の項目のうち「週に1回以上支援が必要」が1項目以上。

c 区分3

(ア)～(エ)の項目のうち「全面的な支援が必要」が3項目以上又は(オ)の項目のうち「ほぼ毎日(週に5日以上)支援が必要」が1項目以上。

※ 「排泄」については「排尿」及び「排便」のいずれか支援の必要性が高い項目で判断する。

※ 「行動障害に関連する項目」とは、「昼夜逆転」、「不潔行為」、「こだわり」、「多動・行動停止」、「不安定な行動」、「自らを傷つける行為」、「他人を傷つける行為」、「過食・反すう等」、「そううつ状態」、

「反復的な行動」、「対人面の不安緊張」及び「意欲が乏しい」のことをいう。

イ 施設入所者または共同生活援助を行う住居に入所(入居)する者は、入所(入居)中は原則として短期入所を利用することはできない。ただし、入所(入居)者が一時帰宅中において、短期入所が必要な事情が生じた場合には、通常、入所施設または共同生活援助を行う住居に戻って必要な支援を受けることが想定されるが、帰宅先における介護者の一時的な事情により必要な介護を受けることが困難で、かつ、帰宅先と入所施設または共同生活援助を行う住居とが遠隔地であるため、直ちに入所施設または共同生活援助を行う住居に戻ることも困難である場合等、支援の必要性が認められる場合は短期入所を利用することができる。

2 日帰りショートステイ

(1) サービス内容

障害者等の日中における活動の場所を提供し、見守り及び日常生活における必要な支援を行う。

(2) 対象者

- ア 身体障害者
- イ 知的障害者
- ウ 精神障害者
- エ 難病等対象者
- オ 障害児

(3) 標準支給量

7日/月(短期入所の支給量と合わせて7日/月まで)

(4) 日帰りショートステイの運用について

利用日数については、4時間以下で0.25日、4時間超8時間以下で0.5日、8時間超で0.75日とする。

3 重度障害者等包括支援

(1) サービス内容

常時介護を要する障害者等であって、意思疎通を図ることに著しい支障がある者のうち、四肢の麻痺及び寝たきりの状態にあるもの並びに知的障害または精神障害により行動上著しい困難を有する者につき、居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護、生活介護、短期入所、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援及び共同生活援助を包括的に提供する。

(2) 対象者

障害支援区分6(障害児にあつては障害支援区分6に相当する支援の

度合)に該当する者のうち、意思疎通に著しい困難を有する者であって、次のア～ウのいずれかに該当する者。

ア I 類型

- (ア) 区分6の重度訪問介護の対象者。
- (イ) 医師意見書の「2. 身体の状態に関する意見」中の「(3)麻痺」における「左上肢」、「右上肢」、「左下肢」及び「右下肢」において、いずれも「ある」と認定(「軽」、「中」又は「重」のいずれかにチェックされていること。)。なお、医師意見書の「2. 身体の状態に関する意見」中の「(2)四肢欠損」、「(4)筋力の低下」及び「(5)関節の拘縮」は「麻痺」に準ずる取扱いとする。
- (ウ) 認定調査項目「寝返り」において「全面的な支援が必要」と認定。
- (エ) 認定調査項目「レスピレーター」において「ある」と認定。
- (オ) 認定調査項目「コミュニケーション」において「日常生活に支障がない」以外に認定。

イ II 類型

- (ア) 療育手帳Aの所持者。
- (イ) 区分6の重度訪問介護の対象者。
- (ウ) 医師意見書の「2. 身体の状態に関する意見」中の「(3)麻痺」における「左上肢」、「右上肢」、「左下肢」及び「右下肢」において、いずれも「ある」と認定(「軽」、「中」又は重のいずれかにチェックされていること。)。なお、医師意見書の「2. 身体の状態に関する意見」中の「(2)四肢欠損」、「(4)筋力の低下」及び「(5)関節の拘縮」は「麻痺」に準ずる取扱いとする。
- (エ) 認定調査項目「寝返り」において「全面的な支援が必要」と認定。
- (オ) 認定調査項目「コミュニケーション」において「日常生活に支障がない」以外に認定。

ウ III 類型

- (ア) 障害支援区分6の行動援護対象者。
 - (イ) 認定調査項目「コミュニケーション」において「日常生活に支障がない」以外に認定。
 - (ウ) 認定調査項目のうち行動関連項目等(12項目)の合計点数が10点以上(障害児にあってはこれに相当する支援の度合)である者。
- (3) 重度障害者等包括支援の運用について
重度障害者等包括支援は障害福祉サービスを包括的に提供するものであるため、他の障害福祉サービスとの併給はできない。

4 就労定着支援

(1) サービス内容

生活介護、自立訓練(機能訓練)、自立訓練(生活訓練)、就労移行支援、

就労継続支援(A型)及び就労継続支援(B型)(以下「就労移行支援等」という。)を利用して、通常の事業所に新たに雇用された障害者の就労の継続を図るため、企業、障害福祉サービス事業者、医療機関等との連絡調整を行うとともに、雇用に伴い生じる日常生活又は社会生活を営む上での各般の問題に関する相談、指導及び助言等の必要な支援を行う。

(2) 対象者

就労移行支援等を利用した後、通常の事業所に新たに雇用された障害者であって、就労を継続している期間が6ヶ月以上42ヶ月未満の障害者(病気や障害により通常の事業所を休職し、就労移行支援等を利用した後に復職した障害者であって、就労を継続している期間が6ヶ月を経過した障害者も含む。)

(3) 就労定着支援の運用について

ア 就労定着支援を支給決定するにあたっては、就労を継続している期間が6ヶ月以上であることを確認する必要があるため、雇用契約書の写しまたは健康保険証の写し等をもって、雇用開始日を確認することとする。

イ 就労定着支援は自立生活援助の支援内容を包含するため、自立生活援助との併給はできない。

ウ 就労定着支援を利用する障害者は、一般企業に6ヶ月以上就労が継続している障害者であり、新たに生活に関する訓練を行うことは想定されないため、自立訓練(生活訓練)との併給はできない。

エ 利用期間については、42ヶ月から就労を継続している期間を除いた期間とし、その期間を超えて更新することはできない。

オ 就労移行支援等を利用後に就職し、離職後1ヶ月以内に他の通常の事業所に雇用された者については、1回に限り就労が継続しているものとする。

5 自立生活援助

(1) サービス内容

居宅における自立した日常生活を営む上での各般の問題につき、定期的な巡回または随時通報を受けて行う訪問、相談対応等により、障害者の状況を把握し、必要な情報の提供及び助言並びに相談、関係機関との連絡調整等の自立した日常生活を営むための環境整備に必要な援助を行う。

(2) 対象者

障害者支援施設若しくは共同生活援助を行う住居等を利用していた障害者又は居宅において単身であるため若しくはその家族と同居している場合であっても、当該家族等が障害や疾病等のため居宅における自立した日常生活を営む上での各般の問題に対する支援が見込めない状況にあ

る障害者。具体的には次のような例が挙げられる。

ア 障害者支援施設、のぞみの園、指定宿泊型自立訓練を行う自立訓練（生活訓練）事業所、児童福祉施設又は療養介護を行う病院に入所していた障害者。

※ 児童福祉施設に入所していた18歳以上の者、障害者支援施設等に入所していた15歳以上の障害者みなしの者も対象。

イ 共同生活援助を行う住居又は福祉ホームに入居していた障害者。

ウ 精神科病院に入院していた精神障害者。

エ 救護施設又は更生施設に入所していた障害者。

オ 刑事施設（刑務所、少年刑務所及び拘置所）、少年院に収容されていた障害者。

カ 更生保護施設に入所していた障害者又は自立更生促進センター、就業支援センター若しくは自立準備ホームに宿泊していた障害者。

キ 現に地域において一人暮らしをしている障害者又は同居する家族が障害、疾病等により当該家族による支援が見込めないため実質的に一人暮らしと同等の状況にある障害者であって、当該障害者を取り巻く人間関係、生活環境または心身の状態等の変化により、自立した地域生活を継続することが困難と認められる者。

(3) 標準支給量

当該月における日数

(4) 標準利用期間

1年間

(5) 自立生活援助の運用について

自立生活援助は、障害者が自立した地域生活を営む上での各般の問題に対し、居宅への訪問や随時の相談対応等により当該障害者の状況を把握し、必要な情報提供や助言、連絡調整等の支援を行うものであり、地域定着支援の支援内容を包含するため、地域定着支援との併給はできない。

6 訪問入浴サービス

(1) サービス内容

利用者宅を訪問し、浴槽を提供して入浴の介護を行うこと。

(2) 対象者

身体障害者又は難病等対象者であって、自宅にて自力又は家族等の介護による入浴又は他の社会資源を利用しての入浴が困難な者。

(3) 標準支給量

2回/週

7 入院時コミュニケーション支援

(1) サービス内容

意思疎通に支援が必要な障害者等の障害や生活状況について理解しているヘルパー等を医療機関に派遣し、医療機関と本人のコミュニケーションの支援又は医療機関の職員に適切な支援方法を伝える。

(2) 具体的な内容

次のア～クのような場合に行う意思疎通支援。

- ア 入院時に行う説明又は聞き取り。
- イ 病院スタッフによる治療計画及び入院計画の説明。
- ウ 診察、処置、検査及び療養の説明及び実施。
- エ 手術の前後の説明及び処置。
- オ リハビリテーションの説明及び実施。
- カ 退院後の治療及び療養の説明。
- キ 医療費制度及び福祉保健制度の説明及び相談。
- ク 医療機関の職員に体位変換の方法等適切な支援方法を伝える。

(3) 対象者

次のア～オのいずれにも該当する者。

- ア 身体障害者、知的障害者、精神障害者又は難病等対象者。
- イ 意思疎通を円滑に図ることが難しい者。
- ウ 施設入所支援又は療養介護を利用していない者。
- エ 障害福祉サービス又は地域生活支援事業等を利用している者。
- オ 入院先の医療機関の了解を得られる者。

(4) 標準支給量

20時間/月(1回の入院につき、入院日から30日を経過するまで。)

(5) 入院時コミュニケーション支援の運用について

- ア 診療報酬の対象となるサポート(体位変換又は排泄介助等)又は買い物の代行等は算定に含まれない。
- イ コミュニケーションに支援が必要な者で入院する可能性がある場合は、事前に申請していただくこととなるが、緊急入院時は同時申請も可能である。

8 地域移行支援

(1) サービス内容

障害者支援施設等に入所している障害者又は精神科病院に入院している精神障害者その他地域における生活に移行するために重点的な支援を必要とする者につき、住居の確保その他の地域における生活に移行するための活動に関する相談その他の必要な支援を行う。

(2) 対象者

次のア～オの者のうち、地域生活への移行のための支援が必要と認められる者。

- ア 障害者支援施設、のぞみの園、児童福祉施設又は療養介護を行う病院に入所している障害者。
- ※ 児童福祉施設に入所する18歳以上の者又は障害者支援施設等に入所する15歳以上の障害者みなしの者も対象。
- イ 精神科病院に入院している精神障害者。
- ※ 精神科病院に入院している精神障害者の場合については、長期に入院していることから地域移行に向けた支援の必要性が相対的に高いと見込まれる、直近の入院期間が1年以上の者を中心に対象とすることとするが、直近の入院期間が1年未満である者であっても、措置入院者や医療保護入院者で住居の確保などの支援を必要とする者や、地域移行支援を行わなければ入院の長期化が見込まれる者についても対象とする。
- ※ 医療観察法の対象となる者に係る支援に当たっては、保護観察所と連携すること。
- ウ 救護施設又は更生施設に入所している障害者。
- エ 刑事施設(刑務所、少年刑務所及び拘置所)又は少年院に収容されている障害者。
- ※ 保護観察所又は地域生活定着支援センターが行う支援との重複を避け、役割分担を明確にする観点等から、特別調整の対象となった障害者のうち、矯正施設から退所するまでの間に障害福祉サービスの体験利用や体験宿泊など矯正施設在所中に当該施設外で行う支援の提供が可能であると見込まれるなど、指定一般相談支援事業者による効果的な支援が期待される障害者を対象とする。
- オ 更生保護施設に入所している障害者又は自立更生促進センター、就業支援センター若しくは自立準備ホームに宿泊している障害者。
- (3) 地域移行支援の運用について
- 地域移行支援は長期にわたり漫然と支援を継続するのではなく、一定の期間の中で目標を立てた上で効果的に支援を行うことが望ましいサービスであるため、支給決定期間を6ヶ月間までとしている。ただし、この期間では十分な成果が得られず、引き続き地域移行支援を提供することによる地域生活への移行が具体的に見込まれる場合には、6ヶ月間の範囲内で決定期間の更新が可能である。なお、更なる更新については、障害福祉サービス等支給決定案検討会議にてその妥当性について協議し、必要に応じて審査会の意見を聴いたうえで支給の要否を判断する。

9 地域定着支援

(1) サービス内容

居宅において単身等で生活する障害者につき、常時の連絡体制を確保し、障害の特性に起因して生じた緊急の事態等に相談その他の必要な支

援を行う。

(2) 対象者

ア 居宅において単身であるため緊急時の支援が見込めない状況にある者。

イ 居宅において家族と同居している障害者であっても、当該家族等が障害、疾病等のため、緊急時の支援が見込めない状況にある者。なお、障害者支援施設等や精神科病院から退所・退院した者の他、家族との同居から一人暮らしに移行した者や地域生活が不安定な者等も含む。

※ 医療観察法の対象となる者に係る支援に当たっては、保護観察所と連携すること。

(3) 地域定着支援の運用について

地域定着支援は、決定期間を1年間までとしており、対象者や同居する家族等の心身の状況や生活状況、緊急時支援の実績等を踏まえ、引き続き地域生活を継続していくための緊急時の支援体制が必要と見込まれる場合には、1年間の範囲内で給付決定期間の更新が可能である。なお、更なる更新については、障害福祉サービス等支給決定案検討会議にてその妥当性について協議し、必要に応じて審査会の意見を聴いたうえで支給の可否を判断する。

10 計画相談支援

(1) サービス内容

ア サービス利用支援

次の(ア)及び(イ)の支援をいずれも行う。

(ア) 障害福祉サービスの申請若しくは変更の申請に係る障害者若しくは障害児の保護者又は地域相談支援の申請に係る障害者の心身の状況、その置かれている環境、サービスの利用に関する意向その他の事情を勘案し、利用する障害福祉サービス又は地域相談支援の種類及び内容その他の厚生労働省令で定める事項を記載したサービス等利用計画案を作成する。

(イ) 支給決定若しくは支給決定の変更の決定又は地域相談支援給付決定後に、指定障害福祉サービス事業者、指定一般相談支援事業者等との連絡調整等の便宜を供与するとともに、支給決定又は地域相談支援給付決定に係るサービスの種類及び内容、担当者その他の厚生労働省令で定める事項を記載したサービス等利用計画を作成する。

イ 継続サービス利用支援

支給決定障害者等又は地域相談支援給付決定障害者が、支給決定または地域相談支援給付決定の有効期間内において、当該者に係るサービス等利用計画が適切であるかどうかにつき、モニタリング期間ごとに、障害福祉サービス又は地域相談支援の利用状況を検証し、その結

果及び心身の状況、その置かれている環境、サービスの利用に関する意向その他の事情を勘案し、サービス等利用計画の見直しを行い、その結果に基づき、次の(ア)又は(イ)のいずれかを行う。

(ア) サービス等利用計画を変更するとともに、関係者との連絡調整等を行う。

(イ) 新たな支給決定若しくは支給決定の変更の決定又は地域相談支援給付決定が必要と認められる場合において、当該支給決定障害者等または地域相談支援給付決定障害者に対し、当該申請の勧奨を行う。

(2) 対象者

障害福祉サービスの申請若しくは変更の申請に係る障害者若しくは障害児の保護者又は地域相談支援の申請に係る障害者。

(3) 計画相談支援の運用について

ア モニタリング期間については相談支援事業者の意見を踏まえて、次の(ア)及び(イ)を勘案して個別の対象者ごとに定めることとする。

(ア) 勘案事項

- a 障害者等の心身の状況
- b 障害者等の置かれている環境
- c 総合的な援助の方針(援助の全体目標)
- d 生活全般の解決すべき課題
- e 提供されるサービスの目標及び達成時期
- f 提供されるサービスの種類、内容及び量
- g サービスを提供する上での留意事項

(イ) 期間

a 支給決定又は支給決定の変更によりサービスの種類、内容又は量に著しく変動があった者。

→ 1月(毎月)ごと(ただし、当該支給決定又は支給決定の変更に係る障害福祉サービスの利用開始日から起算して3月間に限る。)

b 療養介護、重度障害者等包括支援及び施設入所支援を除く障害福祉サービスを利用する者または地域定着支援を利用する者(いずれもaに掲げる者を除く)のうち次に掲げる者。

(a) 障害者支援施設からの退所等に伴い、一定期間集中的に支援を行うことが必要である者。

(b) 単身の世帯に属するため又はその同居している家族等の障害、疾病等のため、自ら指定障害福祉サービス事業者等との連絡調整を行うことが困難である者。

(c) 重度障害者等包括支援に係る支給決定を受けることができる者。

→ 1月(毎月)ごと

- c 療養介護、重度障害者等包括支援及び施設入所支援を除く障害福祉サービスを利用する者(a及びbに掲げる者を除く)のうち次に掲げる者。
- (a) 居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護、短期入所、就労移行支援、自立訓練、就労定着支援、自立生活援助又は共同生活援助(日中サービス支援型)を利用する者。
- (b) 65歳以上の者で介護保険におけるケアマネジメントを受けていない者((a)に掲げる者を除く。)
- 3月ごと
- d 療養介護、重度障害者等包括支援若しくは施設入所支援を利用する者(aに掲げる者及び地域移行支援を利用する者を除く)、療養介護、重度障害者等包括支援及び施設入所支援を除く障害福祉サービスを利用する者若しくは地域定着支援(いずれもaからcに掲げる者を除く)又は地域移行支援を利用する者(aに掲げる者を除く。)
- 6月ごと
- ※ 特定の月にサービス等利用計画の進捗確認や見直しを行う等、その間隔が2月であったり3月の場合が想定される場合には「2、3月ごと」を設定する。
- ※ 当該期間はあくまで利用するサービス等に応じて設定した標準期間であるため、一律に標準期間に沿って設定するのではなく、アセスメントにより勘案事項を把握したうえで、個々の状況に応じて必要な期間で設定すること。

附 則

この基準は、平成31年4月1日から施行する。

発行元

茨木市 健康福祉部 障害福祉課
〒567-8505 茨木市駅前三丁目8番13号
電話：072-620-1636 FAX：072-627-1692